

令和 5 年 5 月 2 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 金 澤 健 司
〈公印省略〉

令和 5 年度釧路根室地域：『コロナ後の旅行形態の変化を見据えた周遊促進事業』委託業務に
係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することと
いたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

令和 5 年度釧路根室地域：「コロナ後の旅行形態の変化を見据えた周遊促進事業」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10.(1) に示す内容をメールでお知
らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限：令和 5 年 5 月 12 日(金) 17 時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- (1) 参加表明〆切 令和 5 年 5 月 12 日(金) 17 時
- (2) 企画書提出〆切 令和 5 年 5 月 23 日(火) 17 時
- (3) 企画審査会 令和 5 年 5 月下旬～6 月上旬予定
- (4) 契約書の締結 令和 5 年 6 月中旬予定

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階
事業企画本部地域観光部

担当：高橋 貢

電話：011-231-2900 fax：011-232-5064

E-mail：m_takahashi@visithkd.or.jp

令和5年度釧路根室地域：「コロナ後の旅行形態の変化を見据えた周遊促進事業」
企画提案指示書

1. 委託業務名

令和5年度釧路根室地域：「コロナ後の旅行形態の変化を見据えた周遊促進事業」委託業務

2. 事業目的

本事業の実施により、コロナによる渡航制限解除後において、大多数の来道外国人観光客が訪れている「道央圏」から当地域に訪日客を誘引するとともに、当地域が「第一の目的地」として選択され、地域内へのより多くの滞在・周遊化を図ることでインバウンド誘客による経済効果を当地域に波及させることを目的とし、入国から直接釧路・根室中標津へ入り、域内の観光コンテンツを体験してもらいたい。

また、当地域内では広大なエリアに観光資源が点在していることから、地域内の観光資源を効果的に連携させる商品を開発して点から面への周遊化を促進し、地域内のインバウンド消費の向上を図ると同時に、地域内の観光資源をインバウンド客に対応できるものへの磨き上げや埋もれた資源の発掘を行い、秋から冬にも販売出来る商品を造成する事で年間観光につながる商品開発を行う。

さらに、急速な旅行形態の個人化・ニーズの多様化に対応するための受入環境の整備を確実に進め、当地域が安心して周遊できる魅力ある観光地として情報提供することで、確実にスムーズなインバウンド需要の取り込みを行う。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

5,000,000円

6. 業務内容及び実施方法

事業計画内容を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮することとし、地域の意向を踏まえた上で柔軟に対応する事とする。

なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。

《事業対象地域》

釧路根室地域

釧路空港・中標津空港を拠点とした釧路・根室地域(釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町)

《メインターゲット：台湾》

《メインターゲット属性：北海道リピーター層、20代～40代の友人・知人、夫婦、家族》

(1) 滞在コンテンツ造成事業

【実施計画概要】

周遊パス及び周遊パスを活用した周遊モデルコースの造成

①周遊パスの造成

※周遊パスとは購入金額によりポイントが付与され、コンテンツ(観光資源)に付与されたポイントに応じて自由に選択して体験することができる地域パスポート。周遊パスはOTAに掲載し販売をする。

・新規に造成するコンテンツを含めて自由に選択して体験することができるパスの造成。

②周遊モデルコースの造成

・「地元のお勧め」「地域別」「季節別」など既存周遊パスも活用し、周遊パスに新たな観光施設やテーマを加えたモデルコースの造成。

【検討会の開催】

開催回数：3回程度、

参加者：釧路・根室地域内市町村、釧路・根室振興局、受託事業者、台湾向けOTA等の専門家など

【造成数】

新規コンテンツ：10件

周遊パスを活用したモデルコース：2コース

(例)…羅臼「冬の流氷・バードウォッチング」クルーズ、別海町の氷平線、スノーシューを使った熊越の滝、風連湖の氷下待ち網漁、阿寒湖でのワカサギ釣りなど

【造成予定コンテンツ】

- ・世界遺産知床、釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園、厚岸霧多布昆布森国定公園に代表される豊富な自然資源が織りなす、文化、体験などの魅力を詰め込んだ周遊パス及び周遊パスを利用したモデルコース。
- ・冬のタンチョウ、流氷時期にやってくるオオワシ、オジロワシ、希少性の高いシマフクロウなどの野鳥観察、春から夏に見られるシャチなどの鯨類やラッコなど、当地ならではの野生動物との出会いスポット。
- ・冬の野付半島氷平線、フラワーロードや北太平洋シーサイドラインといった魅力的な海岸線等の自然景観をつなぐ、ダイナミックで、「大自然を間近に見ることができるのは『ひがし北海道』である」ことを実体験できるモデルコース。

【地域ならではのポイント(付加価値)】

- ・世界自然遺産である知床国立公園での羅臼「冬の流氷・バードウォッチング」クルーズやラムサール条約に登録された湿地を含む釧路湿原国立公園内でのカヌー体験や冬の

阿寒湖でのワカサギ釣り。

- ・日本屈指のバードウォッチャーの聖地「根室半島」「春国岱」「野付半島」、世界三大夕日に例えられる「釧路の夕日」、「地球が活着ている」ことを体感できる「硫黄山」など、四季を通じて大自然の景観を楽しむ。
- ・日本屈指の酸性温泉である川湯温泉をはじめ阿寒湖温泉、新規オープンをつるいむら湿原温泉など。
- ・厚岸ウイスキーや鶴居クラフトビールなど新たな食のコンテンツや、定番の釧路発祥の炉端焼き、釧路で有名な「勝手井」、根室地域で採れた「浜ゆでカニ」、酪農王国である根釧台地で生産される質の高い生乳・バター・チーズの乳製品など豊かな自然に育まれた山海の「食」。

【専門家の活用】

台湾旅行会社…ターゲット国の台湾人の旅行形態や事情に精通し、旅行会社やOTA会社に所属する台湾在住者もしくは日本在住台湾人の訪日旅行造成・企画担当者を想定。

(2) 受入環境整備事業

【実施計画概要】

- ① Google マップ掲載情報の充実化
釧路・根室地域内の新規情報を多言語化した上で掲載。
- ② 多言語パンフレットの作成

【成果物】

- ・Google マップの域内揭示(10件)
- ・多言語パンフレット(繁体字600部、英語600部、CD-ROM3部)…A2版・8ツ折り・両面印刷

【パンフレットの使用用途・配布場所】

紙媒体 …旅行博等での配布、空港、レンタカー事務所、周遊パスの使えるエリア内の道の駅などでの設置、旅行会社などとの商談時の商材として活用することを想定。

Web ……地域連携DMO・地域DMO等にパンフレット内容を提供し、公式HPなどで公開

(3) 旅行商品流通環境整備事業

【実施計画概要】

- ・R4年度に造成した周遊パス2件をOTAへ掲載・販売。(2件)
- ・旅行会社を招聘して、造成したR5年度周遊パスの商談を行う。(2社以上)
- ・R5年度造成した周遊パスを掲載・販売。(2件)

(4) 目標と成果指標

① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット

- ・新規コンテンツの造成：10件以上 2024年3月実績報告書より把握
- ・R5年度に造成した周遊パス：2件以上 2024年3月実績報告書より把握

- ・モデルコース：2件以上
アウトカム
2024年3月実績報告書より把握
- ・R5年度に造成した周遊バス販売数：100件、販売金額 500,000円
2024年3月実績報告書より把握

② 受入環境整備事業

- アウトプット
 - ・Googleマップ掲載数：10件
2024年3月実績報告書より把握
 - ・多言語パンフレット納品数：繁体字版600部、英語版600部、CD-ROM版3部
2024年3月実績報告書より把握
- アウトカム
 - ・Googleマップから事業者Webサイトへのアクセス数：平均3%増加
2024年3月実績報告書より把握
 - ・Googleマップでのルート検索数：平均30%増加
2024年3月実績報告書より把握
 - ・R5年度に造成した周遊バス販売数：100件、販売金額 500,000円
2024年3月実績報告書より把握

③ 旅行商品流通環境整備事業

- アウトプット
 - ・R4年度及びR5年度に造成した周遊バスのOTA掲載数：4件
2024年3月実績報告書より把握
 - ・商談する旅行会社数：2社以上
2024年3月実績報告書より把握
- アウトカム
 - ・R4年度に造成した周遊バス販売数：100件、販売金額 500,000円
2024年3月実績報告書より把握
 - ・R5年度に造成した周遊バス販売数：100件、販売金額 500,000円
2024年3月実績報告書より把握
 - ・周遊バスのOTA掲載に係る閲覧数：14,000件
2024年3月実績報告書より把握

(5) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、別途指示する部数を紙及び電子データにて提出すること

7. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行者の登録を受けていること。

- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
- ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。
- (4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール

令和5年5月12日(金) 17時 参加表明 締め切り

令和5年5月23日(火) 17時 企画提案書 提出期限
令和5年5月下旬～6月上旬 企画提案の審査(審査会)
令和5年6月中旬 委託事業者決定・事業説明会・契約
令和6年3月8日(金) 全事業終了、事業報告書作成提出、精算。

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

10. 企画提案書の提出

(1) 参加表明 令和5年5月12日(金) 17時 締め切り

※特に様式はなく、メール本文で可(E-mail:m_takahashi@visithkd.or.jp)とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

①単独法人名又は法人名(コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名)、代表者名 ②所在地 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容を記載。

(2) 提出期限 令和5年5月23日(火) 17時 締め切り

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構
事業企画本部地域観光部(担当:高橋 貢)

(4) 提出部数 6部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの5部)

(5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。(電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可)

11. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で20頁以内とすること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

①これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

②業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること(後日符号を指示)。

③業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④見積書

本企画提案指示書 6. 事業内容及び実施方法に記載している(1)～(3)の事業で明示している項目に沿って①～②等実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要。人件費は必要。

※採択された事業者は契約時、別途見積内訳書を提出する事。

例…(1)滞在コンテンツ造成事業

・モデルルート造成	2件	〇〇〇,〇〇〇円
・検討会開催	5回	〇〇〇,〇〇〇円
・モニターツアー	4名	〇,〇〇〇,〇〇〇円
・ワークショップ	1回	〇〇〇,〇〇〇円
・人件費	一式	〇,〇〇〇,〇〇〇円
合計		〇,〇〇〇,〇〇〇円

⑤コンソーシアムの場合は別途指示をする協定書を提出すること。

1 2. 企画提案に関する審査

審査は書面による審査とし、審査対象者のプレゼンテーションは不要。

- (1) 企画提案書の内容について、ヒアリング（電話又はメール）を実施する。
- (2) 事業の選定にあたっては、観光に知見を有する有識者等複数の委員による審査会において、選定する。

1 3. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。

(10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。

(12) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

1 4. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構

事業企画本部地域観光部

担当：高橋 貢

電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064

E-mail：m_takahashi@visithkd.or.jp